議案第49号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例(昭和50年小田原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び法第314条の 2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」 を加える。

附則第5項中「及び第15条の8」を「、第15条の8及び第15条の9の3」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 2分の1

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定及び次項の 規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について 適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和 5 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

地方税法が一部改正され、一定の長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額制度が新設されたことに伴い、その減額の割合を定める等のため提案するものであります。